

介護保険料賦課に係る所得不明者の取扱いの見直しについて

本市被保険者より所得不明者に対する賦課方法について疑義の申し出があり、下記のとおり見直しを行いますので報告します。

1 これまでの賦課方法

介護保険料は、当該年度の本人及び世帯の市民税課税状況並びに前年中の収入や所得に応じて賦課します。

その際、所得状況等が不明な場合は、保険料段階を第2段階もしくは第5段階で決定し、その後、所得状況等を把握し本来の保険料段階に更正し、通知を行ってきました。

(根拠)

城陽市介護保険条例第12条において、申告書の提出がなく所得状況等を把握できない場合は、第4段階にすると定めています。

しかし、所得の低い高齢者が多いことを考慮し、条例第13条の委任規定に基づき、同一世帯に課税者がいない場合は第2段階（同一世帯に課税者がいる場合は第5段階）としてきました。

2 賦課方法の見直し

今後は条例第12条のとおり、所得状況等が不明な場合は、第4段階に決定することとします。

3 今後の予定

過去の該当者に対しては、令和7年11月中に申告書の提出を依頼しています。

申告書の提出があった方については本来の保険料段階に、提出がなかった方については第4段階にそれぞれ更正し、令和8年1月中旬に通知します。